

※ 厚生労働省から発出されるQA等により、回答内容に修正が生じることもあります。

令和3年4月28日現在

No	サービス種別	内容	質問内容	回答
1	居宅介護支援	サービス担当者会議について	介護報酬改定に伴い、事業所の加算が追加・変更があった場合、サービス担当者会議の開催は必要か。	利用者の心身状況等の状況に応じた個別の加算（入浴介助加算Ⅱ等）を算定する場合には、加算の必要性について検討するためのサービス担当者会議の開催が必要となる。 サービス担当者会議を開催しない場合は、加算の変更等については、朱書き修正及び追記にて対応し、次のケアプラン変更時に変更することで問題はない。
2	居宅介護支援	入浴介助加算Ⅱについて	本人の状況や自宅の浴室状況が難しい場合や、本人が自宅での入浴を希望しない場合、入浴介助加算Ⅱを算定することができないと事業所に伝えてよいのか。	介護サービスは利用者本位の考え方であるべきなため、利用者の状況等に関わらず、利用者が居宅での入浴を目標にしたいというのであれば、入浴介助加算Ⅱを算定できる。そのため、利用者が希望しないのであれば、入浴介助加算Ⅱは算定できない。
3	介護予防支援費	委託連携加算について	介護予防支援の委託連携加算について初回加算と併用できるか？	初回加算は初回の手間の評価、委託連携加算は委託の手間（情報提供）の評価と委託促進のインセンティブであり、併用可です。
4	全般	押印廃止	押印廃止に伴い電磁的記録が認めれているが特別な機材に依らない場合には、どのような運用が想定されるか？	令和2年6月19日付「押印についてのQ&A」の問6により、メールなどによるやり取りが認められていますので、利用者又は利用者親族への連絡や同意をメールにて行うことが考えられます。
5	居宅介護支援・介護予防支援	利用票の確認欄廃止について	「押印は廃止だが、署名は必要」という前提の中でサービス利用票の確認押印欄が廃止になっているが、利用票の確認はどのように行うべきか？ 利用票を送付（郵送、FAX）し、経過記録にその旨を記載でよいのか？	介護保険最新情報958に利用票と使い方の改正があり、「利用者確認」については改正がないので、経過記録への記載だけではなく、確認行為は必要と考えます。 なお、上述のとおり利用票についてメール送付し、確認・同意をメールで行う事は可能と考えます。